

防災マップに関するQ & A

Q 1 (作成期間)

防災マップの作成にかかった期間はどのくらいでしょうか。

A 1 (作成期間)

- ・全体で6か月かかった。
- ・内訳は、まち歩きなどの調査を行って手書き原稿を作るまで約3か月、その後、検討や修正、デザインなどを行って印刷できるかたちにするまで約3か月であった。

Q 2 (作成方法)

防災マップの作成に当たり、まち歩きはどのように行いましたか。

A 2 (作成方法)

- ・各单位自主防災会が主体となり、3名程度の小グループに分けて実施した。人数が多いとまとまりにくいので、少人数で行ったほうがよい。
- ・市から入手した地図を、地域ごとの小さな地図に分割し、それを持って地域を回り、防災情報を書き込んでいった。
- ・例えば3名のグループであれば、2名が現地を見て指摘し、1名がそれを筆記するというように、役割分担することが望ましい。
- ・一度にあれもこれも見て回るのではなく、例えば「消火器だけ」「公衆電話だけ」のように、テーマを絞って1つずつ書き込んでいった方がよい。
- ・まち歩きでは、例えば道路であれば自動車が入れるかどうか、川であればどのくらいの雨量で通行できなくなるかなど、細かい点まで全てチェックした。
- ・単位自主防災会の調査が終わった後、連合自主防災会で確認・検討し、情報の整理と取捨選択を行った。



操明学区連合自主防災会
副会長 植田 彰氏

Q 3 (情報の記載について)

防災マップに記載しにくい情報は、どのように対応されましたか。

A 3 (情報の記載について)

- ・不動産取引などに影響する可能性があるなど、配慮を要する内容については、まち歩き後の検討段階で、連合自主防災会で判断して除外している。
- ・例えば、電柱にはその場所の標高を記した看板が付いているので、それを確認すれば状況は分かるが、「言われなければ気付かない」のが現状とも言える。

Q 4 (小中学校との連携)

小学校、中学校の通学路は、防災マップの作成対象とされましたか。

A 4 (小中学校との連携)

- ・平成 17 年当時は通学路の指定が緩かったこともあり、小中学校の通学路は対象外である。
- ・後に、交通防犯協議会の取組として、小学校の通学路について、また防災マップとの関係について学習・検討を行った。

Q 5 (要支援者について)

要援助者はどのように把握されましたか。また、防災マップには表示していますか。

A 5 (要支援者について)

- ・要支援名簿の元となる情報は、岡山市から正式な手続を経て入手した。
- ・災害対策基本法では市が名簿を作成することと定められており、市の基本計画でも支援者として町内会・自主防災会が定義されているので、情報提供を受けることに問題はないと考えている。
- ・市の情報が入手できなかった初期の段階では、民生委員や地域包括支援センターなどが持つ情報と突き合わせて名簿作成に利用したこともある。
- ・市の情報を待っていると時間がかかるような場合は、面倒でも地域で調査するしかないと考えている。
- ・調査の際は、本人の話を「丁寧に聞く」ことしかない。現場ではとにかく聞くことである。情報の取捨選択は後日行えばよい。
- ・個人情報保護については、市の基本計画の中で、情報漏えい防止の措置における遵守事項等が明記されていることで、担保されている。

- ・個人情報保護に対する考え方も年々厳しくなっているが、本人と丁寧に話し合うことで、理解を得られると考えている。操明学区では、対象者本人と話し合い、理解を得て名簿に掲載するまで、およそ2年の期間を要した。
- ・防災マップは、要支援者情報を含むものを各班向けに別途作成し、班長が保管している。ただし、個人名などの情報は載せず、要支援者が住む家の表示までとしている。
- ・一度完成してしまえば、要支援者情報のメンテナンスにはさほど手間はかからない。

Q 6 (成果について)

防災マップの配布について、住民の方々の反響はいかがでしたか。また、地域以外で配布されているところがありますか。

A 6 (成果について)

- ・防災マップのエリアを小さく区切ったことで、防災訓練などの場でも活用しやすく、また地元の防災状況が分かりやすいといった評価を得ている。
- ・サイズをふすまの幅以下に抑えたことで、日常的に目に付く壁などに貼っている住民が多く、日頃から防災意識が高まる効果があると考えられる。
- ・防災マップが完成してすぐ、市の防災訓練が開始されたこと、また当時、先進的な取組として全国のテレビなどで紹介されたことなどにより、住民の関心も高まった。
- ・市の防災訓練が、実践的な説明会として十分な役割を果たした。そのため、これと別には説明会等は開催していない。
- ・地域外の配布先については、国土交通省のほか、全国の県庁に送付した。



操明防災共助員
龍石 好美氏

連合自主防災会に関するQ & A

Q 1 (連合自主防災会の活動について)

連合自主防災会では、どのような活動を行っていますか。また、それに対する住民の方々の理解は進んでいますか。

A 1 (連合自主防災会の活動について)

- ・操明学区は、およそ2km×2kmの地域であるが、そのほぼ全域がゼロメートル地帯に含まれており、地形的に水害に弱い地域と言える。
- ・岡山市の市街地に位置していることもあり、各単位自治会、各単位防災会の役員等のメンバーは毎年およそ3分の1が入れ替わるのが現状である。そのため、研修会資料(約20ページ)を作成して引き継ぎに備えると共に、役員に認識を深めてもらっている。
- ・連合自主防災会(単位自主防災会)は、旭川流域連絡協議会の事業により、モデル地区となったことを契機に設置した。

Q 2 (災害対応について)

操明学区で想定されている災害は、どのようなものでしょうか。

A 2 (災害対応について)

- ・ゼロメートル地帯であるので、高潮・洪水・川の氾濫が主となる。津波想定は3mである。
- ・近年、地域の周囲に3～5mの堤防が完成した。加えて、ポンプ場による排水で水害に対する備えとしている。
- ・平成16年の高潮では、4mの堤防に対して3.8mの高潮が発生したが、実質的な被害は見られなかった。
- ・一時避難場所は、自主防災会を作るときに、併せて策定していった。
- ・避難場所としては、操明小学校、岡山ふれあいセンターなどがあるが、いずれも海拔が低いため、体育館は使用できず、上階への避難が必須である。
- ・立地企業との間では、現在は避難に関する契約書を用意している。

Q 3 (活動資金について)

連合自主防災会の活動資金はどのように確保されているのでしょうか。

A 3 (活動資金について)

- ・連合自主防災会の運営費は、連合町内会費から年額13万5,000円を支出して充てている。ただし、防災訓練等の年間行事で7～8万円かかっており、実質的な防災活動は

残りの5～6万円でやりくりしている。資料代や会議費等の支出があり「どうにか回っている」というのが実情である。

- ・行政が自主防災組織を育てたいと考えるのであれば、月額5万円程度の補助は必要ではないかと思う。
- ・資機材については、平成20年頃、岡山県が備品提供の呼びかけを行ったときに、岡山市が応募して、約100万円相当の資機材を入手した。
- ・4年ほど前から、岡山市が毎年の防災訓練の際に、資機材の現物支給をしてくれている。14ある各単位自主防災会に対し各2万円で、計28万円分が現物で支給される。内容は、ヘルメット、消火器、ハンドマイク等である。
- ・それ以前は、自主防災会全体に対して年額2万円であった。

Q 4 (住民の参加について)

下関市の場合、自主防災への取組に消極的な住民も多いのですが、何かアドバイスはないでしょうか。

A 4 (住民の参加について)

- ・市が実施する防災訓練などの機会を活用し、防災マップの説明・普及を実践的に行うことを心がけた。こうした取組により、住民の防災意識も高まったと考えている。
- ・防災マップを狭いエリアに区切るなど、住民自身が具体的にイメージしやすいかたちにしていくことで、関心も高まるのではないかと。
- ・防災意識を高める上では、単位自治会の班長レベルで対応ができるように、10～20世帯を一つのまとまりと考えて、逃げる場所を決めておくことも大切である。

岡山市現地調査 MEMO



■実施内容

- ・ 期間：平成 29 年 8 月 30 日（火）
- ・ 場所：岡山県岡山市 岡山ふれあいセンター
- ・ 対応者：岡山市操明学区連合自主防災会 会長 小田 光雄氏
同 顧問 岡本 茂氏（初代会長）
同 副会長 植田 彰氏、同 副会長兼単位地区会長 森光 肇氏
操明公民館地域担当 熊代 晶子氏、操明防災共助員 龍石 好美氏
- ・ 参加者：長府東部地区まちづくり協議会 6名
地方自治研究機構及び基礎調査機関 2名

■岡山市の事例から学んだこと

- ・ マップ作成に要した期間は約6か月。
- ・ 大手企業の敷地を一時避難場所に指定するのに時間を要した。
- ・ 国土交通省の岡山河川事務所、岡山市の河川港湾課の支援を受けた。
- ・ 小学生は、作成当時は通学路の指定が緩かったこともあり、防災マップ作成には参加していない。
- ・ 要支援者は市役所から名簿を入手し、一人ひとり面会の上、何度も話し合っ
て納得してもらった。説得までに2年を要した。
- ・ 防災に関する地域環境は長府東部地区とは異なるが、防災マップの作成にお
いて参考になる点は多々あると思われる。

岡山市要配慮者避難支援全体計画（平成 27 年 6 月 9 改定）

…平成 25 年 6 月「災害対策基本法改正に伴うもの…

◎定義や用語等の改正もあり、一般用に分かり易く抜粋した。 4/22 用

1、用語解説

- ・災害とは、風水害、地震などを言う。
- ・要配慮者とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等で、平常時における防災活動や災害時における個人の行動が困難で、避難活動等に支援を要する者、を言う。
- ・避難行動要支援者とは、要配慮者のうち災害時、円滑かつ迅速な避難支援を要する者、を言う。
- ・避難に関する発令種別とは、
 - 「避難準備情報」＝要配慮者等は、避難行動の開始。避難支援者は、避難行動開始。その他一般は、避難準備を開始する。
 - 「避難勧告」＝自発的な避難行動を促す。
 - 「避難指示」＝直ちに、避難行動を開始する。
- ・支援とは、災害時等の情報伝達支援、避難行動支援、移動支援を言う。
- ・避難場所とは、次のものがある。 「操明学区で指定されている」
 - 「一時避難地」「指定緊急避難場所」＝緊急に逃れる場所。 空き地公園など、町内会ごとに定められている。
 - 「指定避難所」＝市が指定した、小学校、ふれあいセンター、山陽病院、内山工業（株）林原、 「福祉に限定：笑福亭」
 - 「広域避難場所」＝著しい被害予想の時、大きな公園など。岡山県トラックターミナルの一带。
 - 「協定避難所」＝市が協定を結んだもの。
 - 「その他」＝自宅2階、近所の高台など。
- ・自助、共助、公助とは、
 - 「自助」＝自らの身、家族、財産を守り備える、災害時に最重要となる。
 - 「共助」＝近隣の人と協力して、守り備え行動する。
 - 「公助」＝警察、消防、市県国、ライフライン各社等の応急対策活動。
- ・自主防災会とは、地元における安全安心を確保するため、自主的に防災活動を行う組織団体を言う。

2、避難行動要支援者の名簿 ・「要支援者名簿」・「名簿」とも言う。

- ・災害対策基本法により、市町村が作成することとなった。25年6月。
- ・名簿に掲載される者＝ 次の、8分類ある。
 - ① 法定の介護認定、②身体障害者手帳、③療養手帳、④保健福祉手帳、⑤難病、⑥市の避難支援台帳掲載者、⑦名簿へ自ら掲載申請者（手上げ方式）、⑧親権者法定代理